

ヘルパーステーションささゆり	文書番号	福祉会－HS－032
介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程	制定/改訂日	2016.4.1/2023.1.10
	主管	ヘルパーステーションささゆり

介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業 訪問介護相当

事業所 運営規程（第8版）

社会福祉法人 みどり福祉会

ヘルパーステーションささゆり

第1条：事業の目的

社会福祉法人みどり福祉会が開設する、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業 訪問介護相当 事業所（以下「事業所」という。）が行う第一号訪問事業 訪問介護相当（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適切な第一号訪問事業 訪問介護相当（以下「訪問介護」という。）を提供することを目的とする。

第2条：運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要支援者及び事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立の可能性を最大限引き出せるよう支援し日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条：名称及び所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称 ……ヘルパーステーションささゆり
- 二、所在地 ……岐阜市北山1丁目15番25号

第4条：勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二、サービス提供責任者 常勤3名

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成・変更を行い、訪問介護の利用の申

し込みに係わる調整をする。利用者の状況を把握し定期的にモニタリングを行ないサービス担当者会議へ出席し他職種との連携、訪問介護員等の研修、技術指導などに当たり質の向上を図る。

- 三、訪問介護員等 12名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

ヘルパーステーションささゆり	文書番号	福祉会－HS－032
介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程	制定/改訂日	2016.4.1/2023.1.10
	主管	ヘルパーステーションささゆり

第5条：営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、営業日 平日（12月30日～1月3日を除く）
休業日 土曜日、日曜日、祝日、〔12月30日～1月3日〕
- 二、営業時間 平日 午前8時30分から午後5時30分まで
- 三、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条：訪問介護の内容及び、利用料等

1) 第一号訪問事業 訪問介護相当の内容

① 生活援助介護

2) 利用料

事業所は、訪問介護相当サービスを提供した場合の料金は法定代理受領サービスであるときは、利用者様から利用料の一部として、市町村長が定める費用の額から当該施設に支払われる訪問介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。（介護保険負担割合証に応じた額）

1) 第一号訪問事業 訪問介護相当にしめされた月単位数又は1回ごとの単位数

3) 通常の事業実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

- 一、片道10km以上～15km未満 300円
- 二、片道15km以上～20km未満 400円
- 三、片道20km以上 500円

4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5) 当日、やむを得ない事情等を除き、サービスを中止した場合及び不在でサービスが提供できなかった場合は、キャンセル料として1,000円徴収する。

第7条：緊急時等における対応方法

訪問介護用員等は、訪問介護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第8条：苦情処理

事業所は、苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情解決責任者と苦情受付担当者を配置する。また、苦情を受け付けた場合は、その内容を記録する。

第9条：通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、岐阜市、関市及び各務原市のそれぞれ一部とする。地域詳細は、「通常の事業地域一覧」にて表示。

ヘルパーステーションささゆり	文書番号	福祉会－HS－032
介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程	制定/改訂日	2016.4.1/2023.1.10
	主管	ヘルパーステーションささゆり

第 10 条：その他運営についての留意事項

訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 11 条 虐待の防止のための七に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する身体拘束・虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

身体拘束防止の措置に関する事項

利用者に対するサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 緊急やむをえない場合とは、以下の 3 条件を満たす場合をいい、管理者と職員で慎重に検討し、利用者、家族に説明し同意を得るものとする。
 - (1) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - (2) 身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がない

<u>ヘルパーステーションささゆり</u>	<u>文書番号</u>	<u>福祉会－HS－032</u>
<u>介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程</u>	<u>制定/改訂日</u>	<u>2016.4.1/2023.1.10</u>
	<u>主管</u>	<u>ヘルパーステーションささゆり</u>

(3) 身体拘束等が一時的に限る

4 身体的拘束・虐待防止委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

非常災害対策事項

洪水災害対策

第13条 別途「洪水災害避難計画」（業務継続計画含む）を作成し、その計画のもと年1回以上の研修を実施し、災害対策に努めるものとする。

（地震対策）

第14条 別途「地震災害対策計画」（業務継続計画含む）を作成し、その計画のもと年1回以上の研修を実施し、災害対策に努めるものとする。

（感染症対策）

第15条 感染症対策に当たり、感染対策委員会を設置し、定期的に会議を開催し、その内容を職員に周知徹底する。

2 「感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針」を作成し、その指針のもと年1回以上（新型コロナウイルス感染症対策含む）の研修を実施し、感染症対策に努めるものとする。

3 別途「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」を作成する。

事故発生の防止及び発生時の対応

第16条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講ずる。

2 事故発生防止の為の指針の整備、事実の報告と改善策の周知徹底、事故防止委員会の開催と年1回以上の研修会実施。

第17条、ハラスメント対策

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、法人が作成した「ハラスメントの防止及び対応に関する規則」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する

2016年9月1日 一部変更

2017年4月1日 一部変更、

2018年8月1日 一部変更

2020年6月1日 一部変更（第5版）

2020年10月1日 一部変更（第6版）キャンセル料金追加

<u>ヘルパーステーションささゆり</u>	<u>文書番号</u>	<u>福祉会－HS－032</u>
<u>介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程</u>	<u>制定/改訂日</u>	<u>2016.4.1/2023.1.10</u>
	<u>主管</u>	<u>ヘルパーステーションささゆり</u>

2022年2月1日 一部変更（第7版）サービス提供責任者、訪問介護員数変更

2023年1月1日 一部変更（第8版）令和3年度介護報酬改定に伴う運営規程の見直し
に伴う一部改定、下線部一部改定

<u>岐阜市</u>	<u>芥見・芥見東・岩・藍川・三輪北・三輪南・日野・早田・長良・華陽・白山・梅林・厚見・加納・加納西・木之本・徹明・岐阜・茜部・長森北・長森東・長森西・長森南の各小学校区</u>
<u>関市</u>	<u>金竜・瀬尻・旭ヶ丘・安桜・倉知・下有知・南ヶ丘の各小学校区</u>
<u>各務原市</u>	<u>那加第1・那加第2・那加第3・尾崎・各務・蘇原第1・蘇原第2の各小学校区</u>